

「公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定規程」の一部改正について

1 認定規程の一部改正概要

◆規程改正の主旨

本会の認定工場制度において、昨今の不正問題などが発覚した場合の対応に関して、今後、規定に基づいて対応することで、規定運営の信頼性と安全性の向上を図ることを目的として、具体的な認定取消規定や一時出荷停止規定、再認定申請までの欠格期間に関する規定を整備いたしました。

取消しのみでなく一時出荷停止等も追加。

◆規程改正のポイントは以下の通り

【第15条の2第1項】（認定取消後の再認定申請の場合）認定申請書に加え再発防止策に関する報告書を提出（追加）

【第22条第2項】休止期間中においても、基本調査又は実状調査を行う（規定整備）

【第24条第3項】（不正等が発覚した場合）認定工場の一時出荷停止要請を通知する（追加）

【第24条第4項】臨時工場調査の結果、不正が故意又は重大な瑕疵があり、制度の信頼性に重大な影響を及ぼすと判断した場合は委員会審議を経て認定取消（規定整備）

【第24条第6項】認定取消後は1年以上を欠格期間とする

→認定取消後の再認定申請は【第15条の2】を新たに規定（追加）

【第24条の2第1項】（不正等が発覚した場合）認定取消しには該当しないが制度の信頼性に影響を及ぼすと判断した場合は原則として1年間の出荷停止（追加）

【第24条の2第4項】出荷停止に係る原因究明、再発防止策に関する報告書を添えて出荷停止解除要請をすることができる（追加）

【第24条の2第7項】一時出荷停止の解除が認められなかった場合は報告書の再提出、原則1年間を限度として出荷停止期間を延長することができる（追加）

【第24条の2第8項】報告書が提出されない場合は認定取消を通知できる（追加）

【第24条の2第9項】一時出荷停止解除後に同様の不正を繰り返した場合は認定取消（追加）

【第24条の3】（損害拡大防止の要請）製品の回収や品質確保、納入先への周知を要請（追加）

【第24条の4】（改善勧告）改善勧告を受けた場合、業務改善報告書を提出（追加）

【第24条の5】（調査費用）臨時の工場調査にかかった費用の納付（追加）

【第24条の7】（異議申立て）認定工場の取消や認定資器材の一時出荷停止について、異議申立てができる（追加）

★【第35条】（認定工場の報告義務）認定工場や認定資器材に関わる問題や事故が発生したら報告する（追加）

【第36条】（守秘義務）本会として認定工場制度に関わる業務で知り得た情報は漏えいしない（追加）

認定工場においては、従前通り認定工場規程に基づき品質管理を徹底するとともに、認定工場規程に抵触するおそれのある場合や、制度上の取扱いに疑義・不明点等が生じた場合には、速やかに規格検査課に報告・ご相談されたい。